

日調協発第 33-42 号  
令和 3 年 12 月 2 日

一般社団法人日本調査業協会  
正会員 各位

一般社団法人日本調査業協会  
会長 大藤 良澄



## 探偵業者にかかる事件について

平素は、協会運営にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、探偵業者にかかる不正事件が摘発され、これを受けて警察庁から探偵業務の適正な運用に取り組むよう要請がありましたのでお知らせいたします。

### 事件経緯

令和 3 年 8 月、栃木県の行政書士が探偵業者からの依頼で、他人の戸籍謄本や住民票を不正に入手し、戸籍法違反等で兵庫県警に逮捕された。同行政書士は、探偵業者にチラシ等で宣伝し、全国 50 以上の探偵業者から戸籍謄本や住民票の不正取得の依頼を受けていた。不正取得を依頼した探偵業者も共犯として検挙された。

### 警察庁からの要請

探偵業においては、法令順守や個人の権利利益の保護等が求められているところ、このような一部の探偵業者による違法行為や不適切な業務が行われれば、探偵業者に対する社会の信頼も損なうこととなります。

貴協会におかれましては、法令順守に努められているものと承知しておりますが、業界に対する社会的信用の一層の確保をはかるため、引き続き探偵業務の適正な運用に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

本協会では、業界健全化のため教育研修を行うなど、取り組みを進めているところですが、正会員の皆様も職責を自覚し、かつ法令を順守し業務の遂行にあたっていただくようお願い申し上げます。